

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年4月12日（平成29年（行情）諮問第138号）

答申日：平成29年6月22日（平成29年度（行情）答申第112号）

事件名：特定刑事施設において被収容者が購入する特定物品に係る価格設定基準及び価格設定決裁書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定刑事施設において、被収容者が物品を指定して特別購入する物品のうち、特定製品A、特定製品B、特定製品Cにかかる価格設定基準及び価格設定決裁書。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年1月31日付け福管総発第18号により福岡矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める。

2 審査請求の理由

公的価格の設定に文書不存在は透明感を失し不自然である。更に、その他物品として特定した特定製品D、特定品番は4,000円強と一般社会においては非難に値する高額である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は、「特定刑事施設において、被収容者が物品を指定して特別購入する物品のうち、特定製品A、特定製品B、特定製品Cにかかる価格設定基準及び価格設定決裁書。」の開示請求について、処分庁が、特定刑事施設ではこれを保有していないとして、文書不存在を理由として不開示とする決定（原処分）を行ったものに対するものであり、審査請求人は、本件対象文書が存在しないのは不自然であるとして、その開示を求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

本件開示請求は、「特定刑事施設において、被収容者が物品を指定して特別購入する物品のうち、特定製品A、特定製品B、特定製品Cにかかる価格設定基準及び価格設定決裁書。」である。

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則21条2号では、被収容者が購入しようとする自弁物品等であって、刑事施設の長が定める種類のもの

について、刑事施設では、所要の経手を経た上で、特定事業者を指定事業者を選定し、入れ歯に係る保管容器、洗浄剤及び安定剤を含む物品等について、当該事業者から購入するものに制限しており、特定刑事施設において、個別の物品について、価格設定基準を定める必要はなく、価格設定に係る決裁文書を作成する必要もない。

したがって、特定刑事施設において、本件対象文書を保有していないことに不自然・不合理な点はない。

3 以上のとおり、本件決定は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年4月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月29日 審議
- ④ 同年6月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書は不存在であるとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件開示請求は、特定刑事施設における被収容者が指定して特別購入する物品のうち、特定の製品の価格設定基準及び価格設定決裁書の開示を求めるものであるところ、諮問庁は、被収容者が購入しようとする自弁物品等については、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則21条2号に基づき、所要の経手を経た上で、特定事業者を指定事業者を選定し、当該事業者から購入するものに制限しており、特定刑事施設において、個別の物品について、価格設定基準を定める必要はなく、価格設定に係る決裁文書を作成する必要もなく、したがって、特定刑事施設において、本件対象文書を保有していないことに不自然・不合理な点はない旨説明する。

(2) この点、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則21条によれば、「被収容者に対する金品の交付及び被収容者による自弁物品等の購入についての制限は、次に掲げる制限をすることにより行うことができるものとする」とされ、同条2号において、「被収容者に交付しようとする物品又は被収容者が購入しようとする自弁物品等であって、刑事施設の長が定める種類のものについて、刑事施設の長が指定する事業者から購入するものに制限すること」とされていると認められる。

- (3) そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、全国の刑事施設における自弁物品販売等運營業務については、5年おきに法務省矯正局が公募し、応募のあった事業者から提示された各物品の仕様や販売価格等を総合的に判断して選定した特定事業者が実施している旨説明するところ、これを覆すに足りる特段の事情は認められない。
- (4) そうすると、被収容者が購入しようとする自弁物品等の価格については、法務省矯正局による事業者選定の時点で決定されていることになり、特定刑事施設において、個別の物品について、価格設定基準を定める必要はなく、価格設定に係る決裁文書を作成する必要もない旨の諮問庁の説明は、不自然・不合理であるとはいえず、その他上記諮問庁の説明を覆す事情も認められない。
- (5) したがって、特定刑事施設において本件対象文書を保有していると認めることはできない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、特定刑事施設において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史